

尾張旭市国民保護計画

(令和4年2月7日変更)

尾 張 旭 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ等	1
1	市の責務	1
2	市国民保護計画の位置づけ等	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	国民保護措置等の対象	2
5	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置等の実施に関する基本的な方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務又は業務の概要	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
1	地勢	7
2	気候	7
3	人口の地域分布及び土地利用	8
4	道路及び鉄道の位置等	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態の類型	10
2	緊急処理事態の事態例	11
第2編	平素からの備え	13
第1章	体制の整備等	13
第1	市の体制の整備	13
1	平素の業務	13
2	市職員の参集基準等	13
3	消防機関の体制	15
第2	関係機関との連携体制の整備	16
1	基本的な考え方	16
2	県との連携	16
3	近接市町村との連携	16

4	指定公共機関等との連携	17
5	ボランティア団体等に対する支援	17
第3章	通信の確保	18
1	非常通信体制の整備	18
2	非常通信体制の確保	18
第4章	情報収集・提供等の体制整備	20
1	情報収集・提供のための体制整備等	20
2	警報の通知及び伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5章	研修及び訓練	23
1	研修	23
2	訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	28
1	市における備蓄	28
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	28
第4章	国民保護に関する啓発	30
1	国民保護措置等に関する啓発	30
2	武力攻撃事態等及び緊急対処事態において 住民がとるべき行動等に関する啓発	30
第3編	武力攻撃事態等への対処	31
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置並びに国民保護措置の実施体制	31
1	武力攻撃事態等の認定前における対応	31
2	武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制	32
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	33
第2章	市対策本部の設置等	35
1	市対策本部の設置	35
2	通信の確保	37
第3章	関係機関相互の連携	39
1	国・県の対策本部との連携	39
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	39

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	40
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	41
6	市の行う応援等	41
7	ボランティア団体等に対する支援等	41
8	住民への協力要請	42
第4章	警報及び避難の指示等	43
第1	警報の伝達等	43
1	警報の内容の伝達等	43
2	警報の内容の伝達方法	43
3	緊急通報の伝達及び通知	44
第2	避難住民の誘導等	47
1	避難の指示の通知・伝達	47
2	避難実施要領の策定	48
3	避難住民の誘導	51
4	事態想定を踏まえた避難	54
第5章	救援	56
1	救援の実施	56
2	関係機関との連携	56
3	救援の内容	57
第6章	安否情報の収集・提供	58
1	安否情報の収集	58
2	県に対する報告	59
3	安否情報の照会に対する回答	59
4	日本赤十字社に対する協力	60
第7章	武力攻撃災害への対処	61
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	61
1	武力攻撃災害への対処	61
2	知事への措置要請	61
3	対処に当たる職員の安全の確保	62
第2	応急措置等	63
1	武力攻撃災害の兆候の通報	63
2	退避の指示	63
3	警戒区域の設定	65
4	応急公用負担等	66
5	消防に関する措置等	66
第3	国民生活に関わる重要施設の安全確保	69
1	生活関連等施設の安全確保	69
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	71
1	武力攻撃原子力災害への対処	71
2	NBC攻撃による災害への対処	71

第8章	被災情報の収集及び報告	74
1	被災情報の収集	74
2	第一報の報告	74
3	随時の収集の報告	74
4	新たな重大被害の報告	74
第9章	保健衛生の確保その他の措置	75
1	保健衛生の確保	75
2	廃棄物の処理	75
第10章	国民生活の安定に関する措置	77
1	生活関連物資等の価格安定	77
2	避難住民等の生活安定等	77
3	生活基盤等の確保	77
第11章	特殊標章等の交付及び管理	78
第4編	復旧等	80
第1章	応急の復旧	80
1	応急の復旧の実施	80
2	公共的施設の応急の復旧	80
第2章	武力攻撃災害の復旧	81
第3章	損失の補償等	82
1	損失補償及び損害補償及び損失の補てん	82
2	国民の権利利益の救済に関する文書の保存	82
第4章	費用の精算	83
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	83
2	関係書類の保管	83
第5編	緊急対処事態への対処	84
1	緊急対処事態への対処の方針	84
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ等

住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務、計画の位置づけ等について定める。

1 市の責務

- (1) 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、尾張旭市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- (2) 緊急対処事態における責務

市は、国が定める緊急対処事態対処方針に基づき、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ等

- (1) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第 35 条の規定により、県国民保護計画に基づいて作成しなければならないとされている国民の保護に関する計画として、市国民保護計画を定める。

- (2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第 35 条第 2 項及び第 182 条第 2 項に基づき、次の事項について定める。

- ① 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関

する事項

- ⑥ その他本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項
- ⑦ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

(3) 指定行政機関等の計画との整合性の確保

市長は、市国民保護計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民保護計画、県国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保に努める。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編より構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 国民保護措置等の対象

市は、国民保護法により本市の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。

また、本市に居住し、又は滞在している外国人についても、対象とする。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、政府における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、関係機関・関係者に対して資料又は情報の提供、意見の陳述等の協力を得るとともに、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置等の実施に関する基本的な方針

国民保護措置等の実施に関する基本的な方針及び措置の実施に当たり、特に留意すべき事項について定める。

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施に関して必要があると認めるときは、国民に対し協力を要請する。この場合において、国民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

なお、本市に居住し、又は滞在している外国人についても同様とする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などの国民保護措置等の補助及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

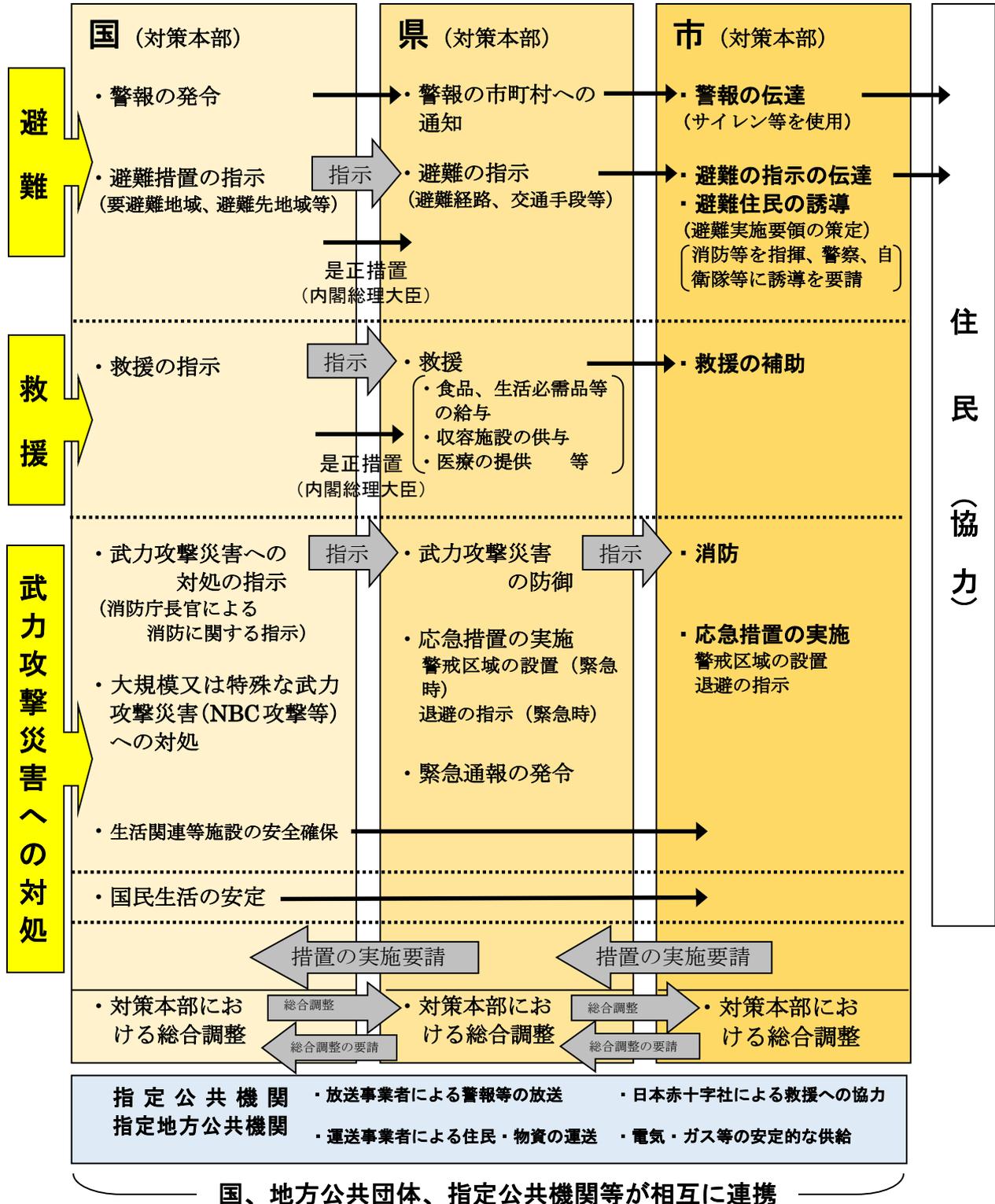
市は、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置等の実施主体である関係機関の事務や事業の概要を示す。

国民保護措置の全体の仕組み



注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

国民保護措置等について、市は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

○市の事務

事務又は業務の概要	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

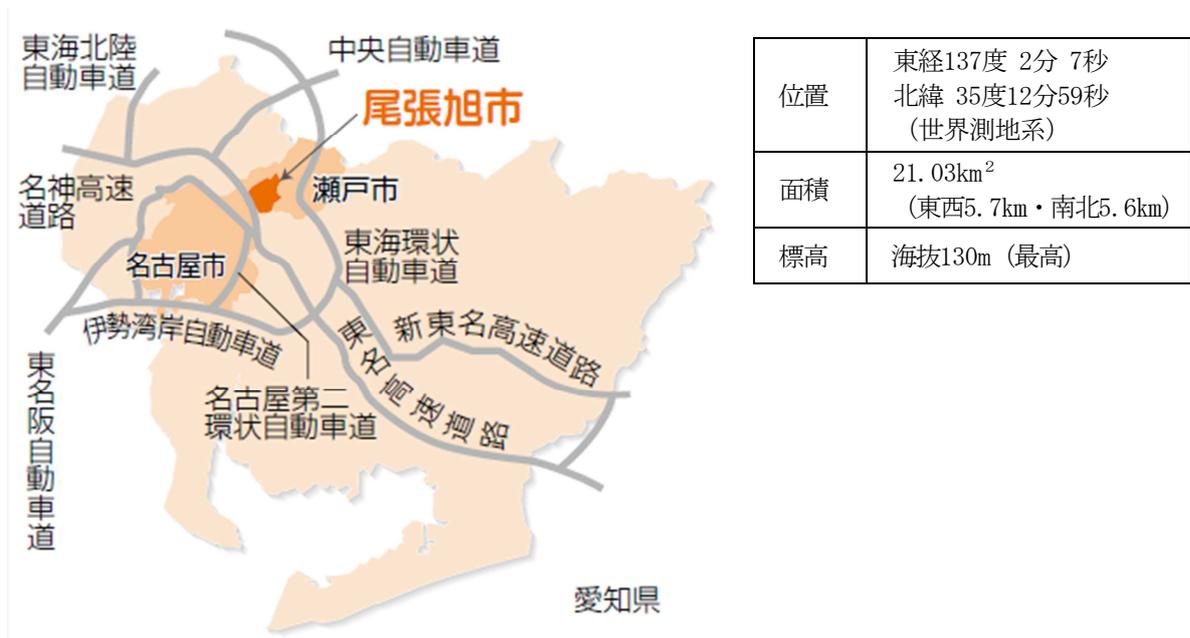
第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について記載する。

1 地勢

(1) 位置

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部に位置し、東に瀬戸市、北と西は名古屋市、南は長久手市に接している。市域は、東西5.7km、南北5.6km、面積21.03km²で名古屋の中心から約15kmに位置している。



(2) 地形と地質

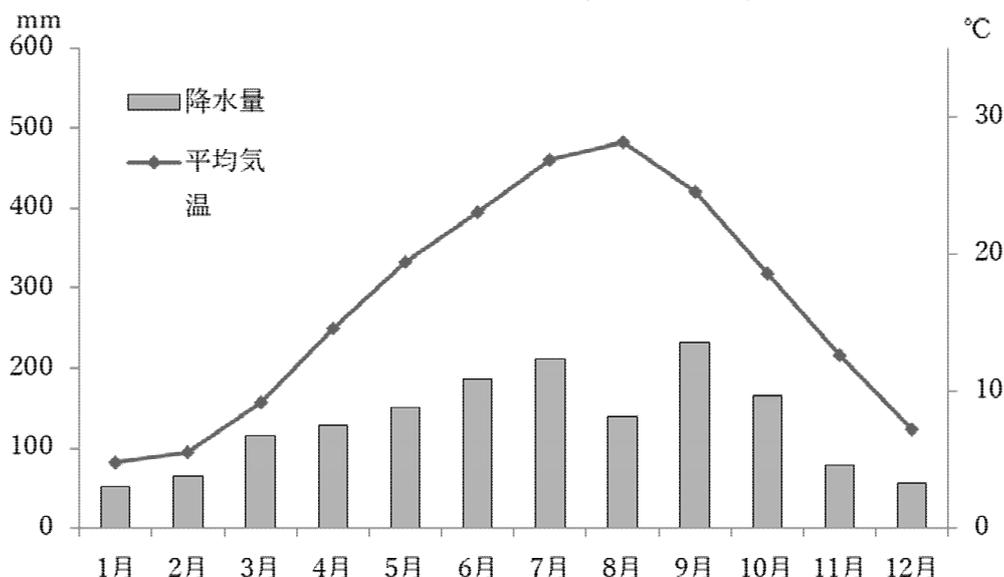
地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分かれ、北部の丘陵地帯には森林公園をはじめとする緑地帯が多く、市内を東西に流れる矢田川右岸には沖積平野が、また左岸には古期洪積層の体積面が残存している。

地質は、ほぼ水平構造であるため、断層しゅう曲が少なく、ほとんどの地盤が洪積層で占められている。

2 気候

気候は比較的温暖で、年間を通じて晴れる日が多く、特に冬季は晴れが続き、降雪日もそれほど多くはない。太平洋岸の他地域と比べると、夏期の降水量は若干少なく、高温で晴天の日が長期間続くこともある。また、冬季の気候は比較的穏やかですが、時折季節風「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることもある。

平均気温と降水量平年値（1991-2020）



[気象庁HPの観測データより]

3 人口の地域分布及び土地利用

人口は、83,144人（R2.10.1）で、市域21.03km²のうち市の中心部及び南部の市街化区域（11.80km²）に人口のほとんどが集中している。

また、人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は26.1%と県内平均（25.4%）より0.7ポイント高くなっている。

市内の土地利用形態を構成比で見ると、農用地6.2%、森林原野13.8%、水面等5.1%、道路13.2%、宅地40.2%、その他21.5%となっている。

市面積 (km ²) ※1	人口 (人) ※1	人口のうち65歳以上の割合 (%) ※1	人口密度 (人/km ²) ※1	人口集中 地区面積 の割合 (%)	土地利用面積の市面積に対する割合 (%) ※2					
					[] 内は面積 (単位:km ²)					
					農用地	森林・ 原野	水面・ 河川・ 水路	道路	宅地	その他
21.03	83,144	26.1	3,953.6	[13.5km ²] 64.2	[1.31] 6.2	[2.91] 13.8	[1.06] 5.1	[2.78] 13.2	[8.46] 40.2	[4.51] 21.5

※1 総務省統計局「令和2年国勢調査」（令和2年10月1日時点）

※2 愛知県「土地に関する統計年報2020年版」

4 道路及び鉄道の位置等

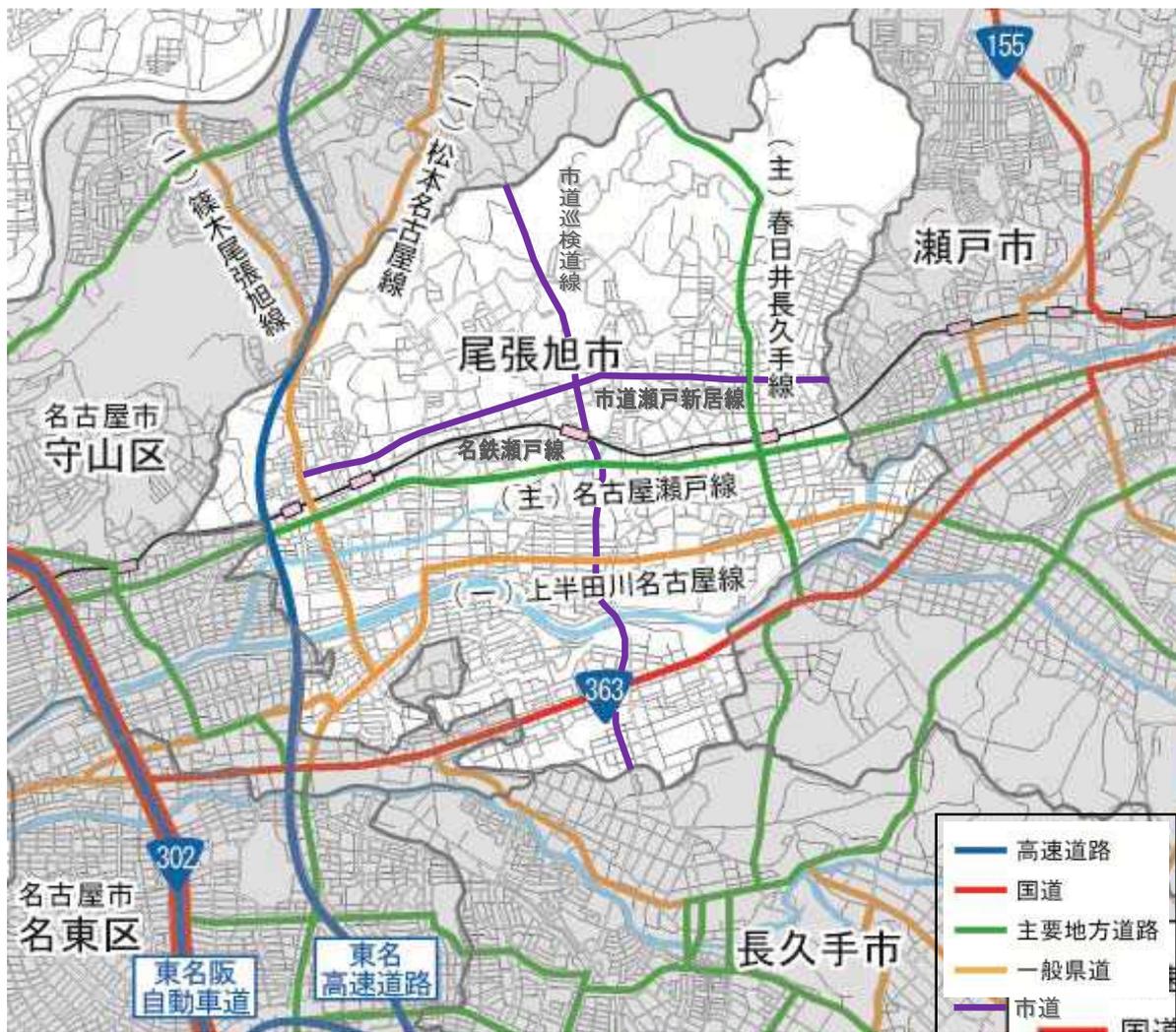
主要な幹線道路は、県道名古屋瀬戸線、県道上半田川名古屋線が市の中央部を東西に通っているほか、南部には国道363号が横断している。また南北方向には県道春日井長久手と県道松本名古屋線が通っている。

市西端部を南北に東名高速道路が走り、東名高速道路名古屋インターチェンジまで約5kmとなっている。

また、鉄道は、ほぼ中央部を東西に名鉄瀬戸線が、名古屋市から瀬戸市にのびており、市内に三郷、尾張旭、旭前、印場の4つの駅が設けられている。

路線名	区間
国道363号	晴丘町 ～ 南本地ヶ原町
県道名古屋瀬戸線	三郷町 ～ 印場元町
県道上半田川名古屋線	狩宿町 ～ 西山町
市道瀬戸新居線	根の鼻町 ～ 桜ヶ丘町
県道春日井長久手線	大字新居 ～ 瀬戸川町
県道松本名古屋線	平子町 ～ 庄南町
市道巡検道線	大字新居 ～ 南栄町

事業者	路線名	区間
名古屋鉄道株式会社	瀬戸線	尾張瀬戸駅(瀬戸市) ～ 栄町駅(名古屋市)



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画の対象とする事態を定める。

市国民保護計画は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。
県国民保護計画においては、次のとおり武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例を想定している。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、市の中核、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市長は、知事、県警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に

一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態の事態例

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・原子力事業所等の破壊
 - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船への攻撃
 - ・ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備え

第1章 体制の整備等

第1 市の体制の整備

市の各執行機関における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 平素の業務

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ各部課室等においてその準備に必要な業務を定め、実施するものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制と併わせるなどして、消防署との連携を図り、職員による24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①国民保護連絡室体制 (第1非常配備体制)	総務部危機管理課職員が参集
②国民保護対策室体制 (第2非常配備体制)	原則として、「尾張旭市非常配備体制」に定める第2非常配備体制の参集を行うが、具体的には個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
③市国民保護対策本部体制 (第3非常配備体制)	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市は、幹部職員及び国民保護担当職員に対し、常時、連絡できる通信方法を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、必要な代替職員を指定し、事態の状況に応じ必要な職員を確保できる体制を整備する。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市 長	副市長	教育長	尾張旭市長の職務を代理する吏員の順序を定める規則で定める部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）又は尾張旭市緊急対処事態対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について整備に努める。

- 交代要員の確保
- 食料、飲料水の備蓄
- 自家発電設備の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同一とし、24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における市との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部は市の参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置等を実施するに当たり、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、平素における関係機関との連携について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図るよう努める。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、県の支援により設けられる、近接市町村相互の国民保護計画の内容を協議する機会や、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について、県の支援を受け必要な見直しを行う際には、市町村相互間の国民保護計画の整合性の確保を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の活用を図ることにより、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関におけるNBC攻撃による災害に対応可能な部隊数や資機材の所在について把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、その区域に係る国民保護措置等が円滑に実施されるよう、指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会等との連絡体制を確認するなど平素から連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を活用するなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための支援に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等及び緊急処理事態が発生した場合の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。

(1) 施設・設備

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の確保（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）を図る。
- ・武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

(2) 運用

- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達で

きるよう必要な検討を行う。

第4 情報収集・提供等の体制整備

警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために必要な事項について定める。

1 情報収集・提供のための体制整備等

(1) 情報収集に関する体制整備

市は、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

なお、この場合、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(2) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置等の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保に留意しながらデータベース化等の推進に努める。

2 警報の通知及び伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、警報を通知すべき市の他の機関その他の関係機関をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 防災行政無線の管理

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の管理に努める。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム）の運用を確実に実施する。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知
国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、住民に十分な周知を図る。
- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を考慮して定める。
- (6) 民間事業者からの協力の確保
市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報システムの利用
市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。
- (2) 安否情報の種類及び報告様式
市は、避難住民及び武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

安否情報省令第1条に規定する様式第1号（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））及び様式第2号（安否情報収集様式（死亡住民））による。

- (3) 安否情報収集のための体制整備
市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。
- (4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握
市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安

否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- (5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力
市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集が円滑に行われるよう、あらかじめ意思疎通を図るよう努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

- (1) 情報収集・連絡体制の整備
市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。
- (2) 担当者の育成
市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

職員の国民保護措置等の実施能力の向上を図るための研修及び訓練について定める。

1 研修

市は、職員の研修に当たっては、国の研修機関の研修課程の活用や県の職員研修所等において、国が作成するビデオ教材やeラーニング（パソコンやインターネットなどを利用した教育）を活用するなど、多様な方法による研修を行うものとする。

また、国・県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても配慮するものとする。

その他、県と連携し、消防職員、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うものとする。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、訓練を計画するに当たっては、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、職員の参集訓練、市対策本部運営訓練、情報収集訓練、伝達訓練、避難誘導訓練及び救援訓練を始め、実際に人・物を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練を実施する。

また、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ② 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ③ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、国民の自発的な協力が得られるように努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ④ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑤ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関し、平素から行っておくべき基礎的資料の準備、運送業者の輸送力等の把握について定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど連携・協力に努める。

(3) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応と同様に避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、迅速に対応できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行

う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県が保有する運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報を共有するとともに、県と連携し避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省
			農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、相互に活用することとし、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄数量等を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における必要となる物質・資機材について備蓄し、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と連携して対応する。

また、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との協力のもと、優先的に調達できるよう努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、平素からその管理に属する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 上下水道施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用、整備し、その機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデ

一タ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等の周知について定める。

1 国民保護措置等に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国民保護措置等の重要性並びに赤十字標章及び特殊標章の使用の意義の啓発について、国及び県が行う広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体による啓発活動に協力するとともに、市国民保護計画の周知を図る。

また、障がい者や外国人に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど配慮する。

(2) 防災に関する啓発の連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、住民への周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置並びに国民保護措置の実施体制

国による事態認定の状況に応じた国民保護措置の実施体制を定める。

1 武力攻撃事態等の認定前における対応

(1) 市国民保護対策室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市国民保護対策室を設置し、市対策本部員のうち、個別の事態の状況に応じて、関係部局の所要の職員に国民保護対策室体制（第2非常配備）を指令する。

② 市国民保護対策室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市国民保護対策室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 市国民保護連絡室の設置

市長は、他の都道府県において原因不明の事案が発生し又は発生するおそれのある情報を入手した場合は、当該関連情報を収集し、連絡体制を確保する。

この場合は、市国民保護連絡室を設置し、総務部長及び危機管理課長など、事案の情報収集などの対処に不可欠な少人数の職員に国民保護連絡室体制（第1非常配備）を指令する。

(3) 災害対策との関係

被害等に係る事案の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「市国民保護対策室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市国民保護対策室」は廃止する。

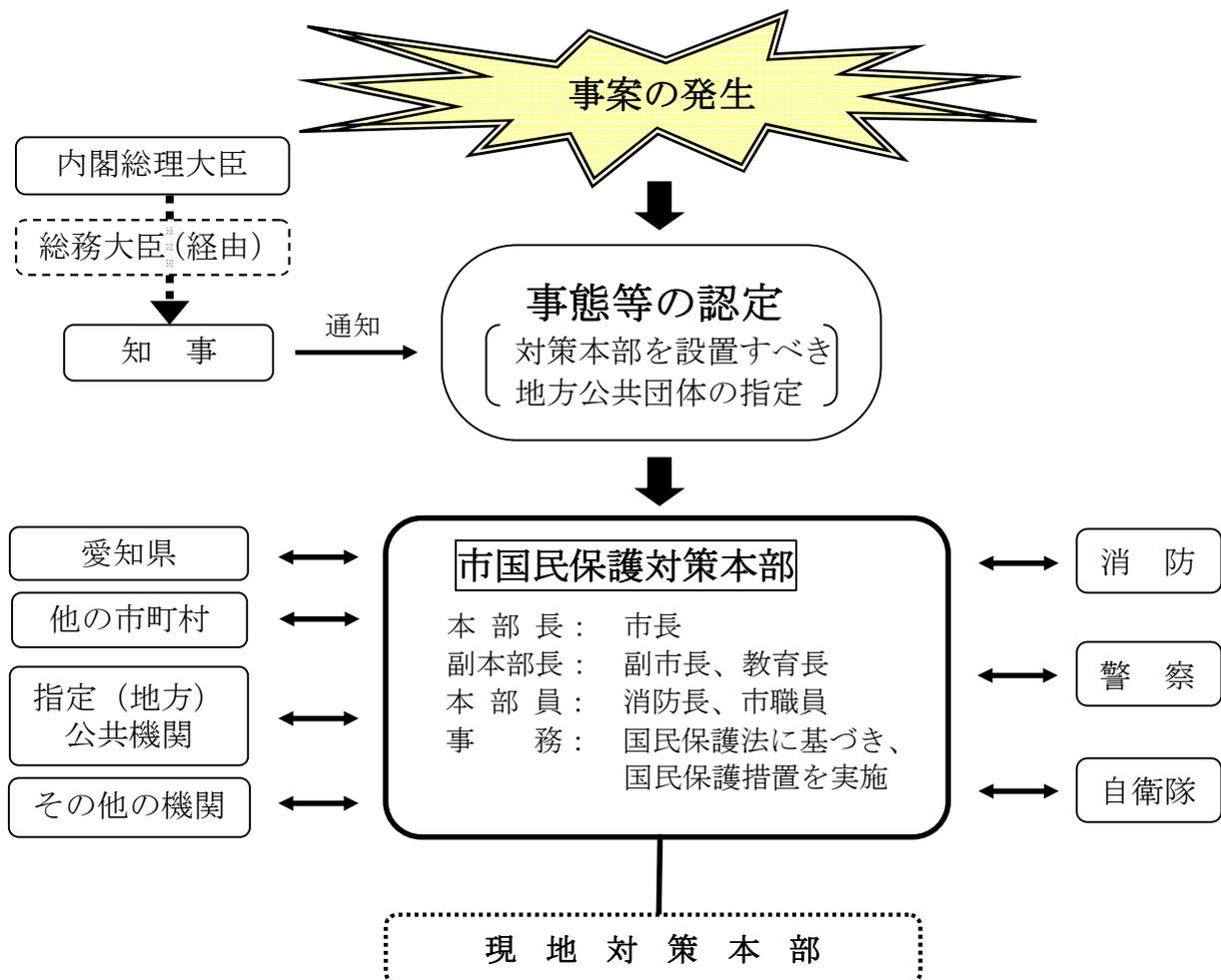
2 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制

(1) 市対策本部を設置すべき通知を受けた場合

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）、知事を経由して市対策本部を設置すべき通知を受けたときには、直ちに、市対策本部を設置し、全職員に国民保護第3非常配備を指令する。

また、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、市長は、全職員による国民保護第3非常配備の規模を段階的に縮小することができる。

< 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合 >



(2) 市対策本部を設置すべき通知がない場合

① 市国民保護対策室の設置

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市対策本部が設置されていない場合にあっても、必要に応じて、災害対策基本法、消防法等の関係法令等に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施し、又は事案に関する情報収集・分析等の活動、事案に対する警戒及び事案の発生に伴う災害に備えた準備活動を実施し、被害の最小化を図る。

この場合は、市国民保護対策室を設置し、個別の事態の状況に応じて、関係部局の所要の職員による国民保護対策室体制（第2非常配備）を指令する。

② 市国民保護連絡室の設置

市長は、他の都道府県において原因不明の事案が発生し又は発生するおそれのある情報を入手した場合は、当該関連情報を収集し、連絡体制を確保する。

この場合は、市国民保護連絡室を設置し、総務部長及び災害対策監など、事案の情報収集などの対処に不可欠な少人数の職員の国民保護連絡室体制（第1非常配備）を指令する。

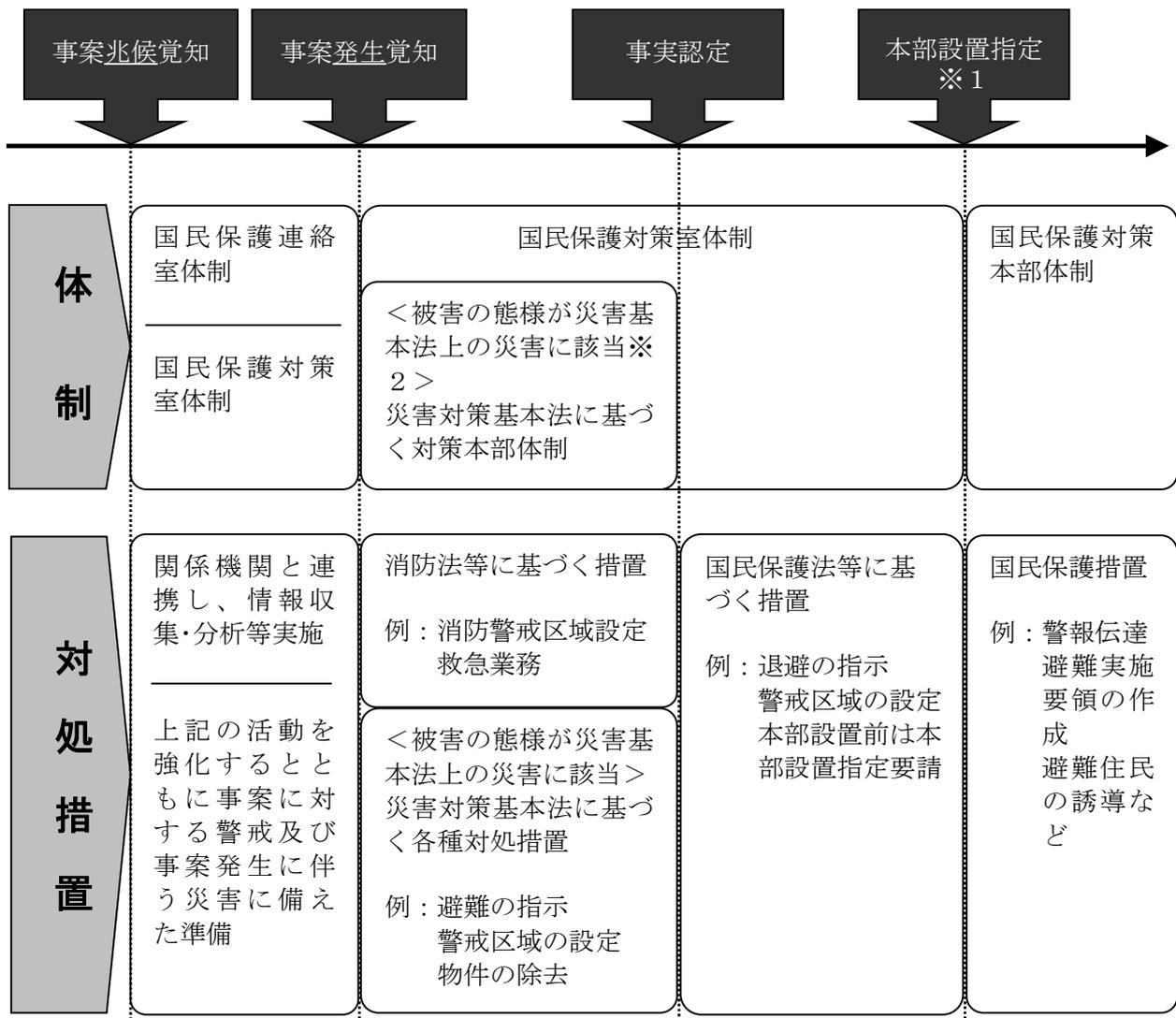
(3) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市対策本部を設置すべき指定を受けていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、知事を経由して市対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護連絡室体制を立ち上げ、又は国民保護対策室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ国民保護対策室体制（第2非常配備）を指令する。



- ※1 事実認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明らかな場合は、事態認定前であっても同法の適用はできないものとされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

① 市対策本部を設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会、市の他の機関等に市対策本部を設置した旨を連絡する。

※ 事前に国民保護対策室等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

② 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

尾張旭市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、副本部長、本部員、本部職員に対し、電話等の連絡網や電子メールを活用し、市対策本部に直ちに参集するよう命ずる。

③ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

④ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、飲料水等の備蓄、自家発電設備の確保等を行う。

⑤ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を市消防庁舎に指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市区域内に市対策本部を設置できない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

① 市対策本部の組織は、国民保護法及び尾張旭市国民保護対策本部設置条例に基づき、別に定めるものとする。

② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、対策本部の所掌事務につい

て方針を策定し実施を推進する必要がある場合、副本部長、本部員を招集し、会議を開催する。

なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や県、公共機関の出席を求める。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	消防長、市職員

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

なお、提供する情報の内容については、県やその他関係機関と相互に情報交換を行い、正確性の確保に努める。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機

関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

⑥ 職員の派遣の求め

市対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととする。また、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要

に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

第3章 関係機関相互の連携

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接な連携などについて定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事及びその他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部

航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

〔自衛隊の活動内容の例示〕

- ・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務

の廃止を行った場合、市は、前記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請又は求め

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせん

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する自発的な協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等によ

り、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市に設置される災害ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

住民の生命、身体及び財産を保護するために重要な警報の通知及び伝達について定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の通知

市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

なお、警報には、次に定める事項が示される。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ 住民及び公私の団体に周知すべき事項

(2) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.owariasahi.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、市が保有する伝達手段（防災行政無線、電子メール、電話、インターネットなど）に基づき、警報を通知・伝達する。

伝達は、原則として、以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応
全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。
- (3) 市長は、消防機関と連携し、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

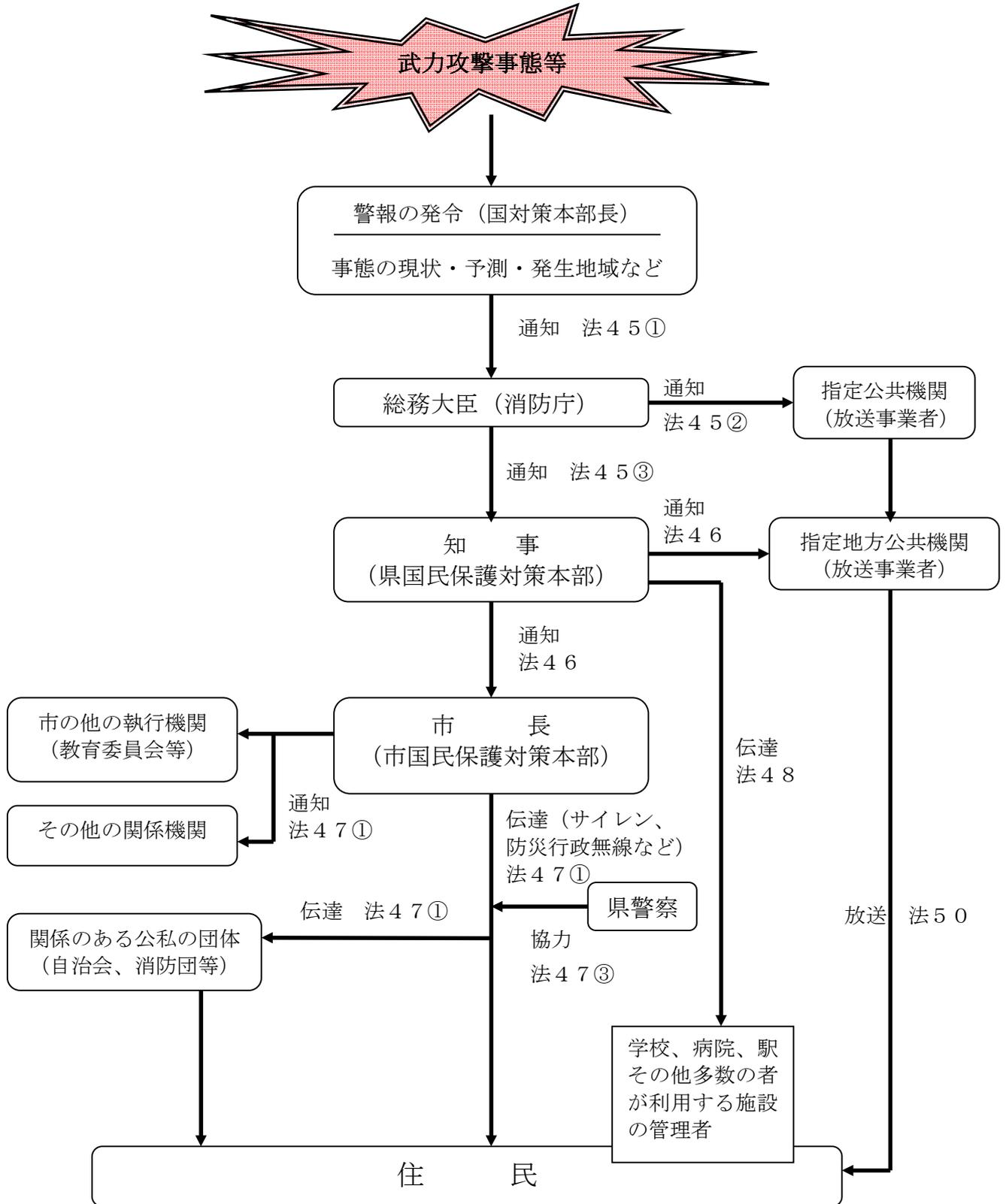
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の内容】

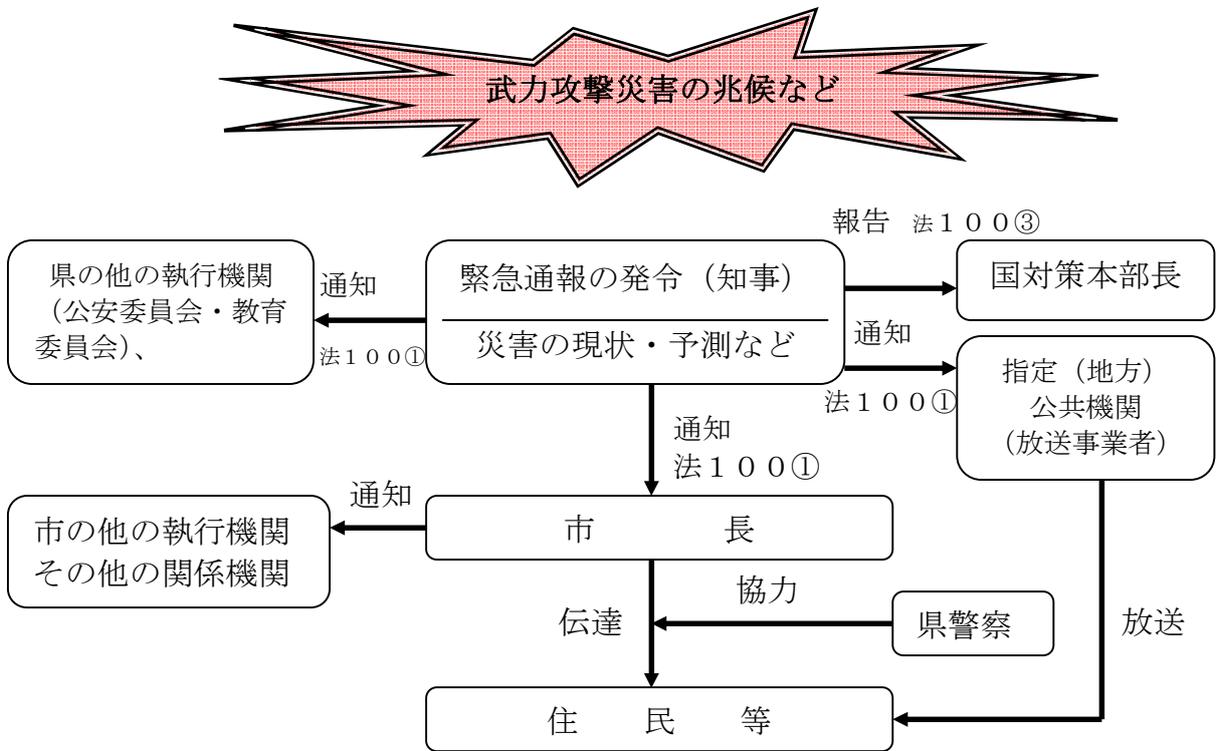
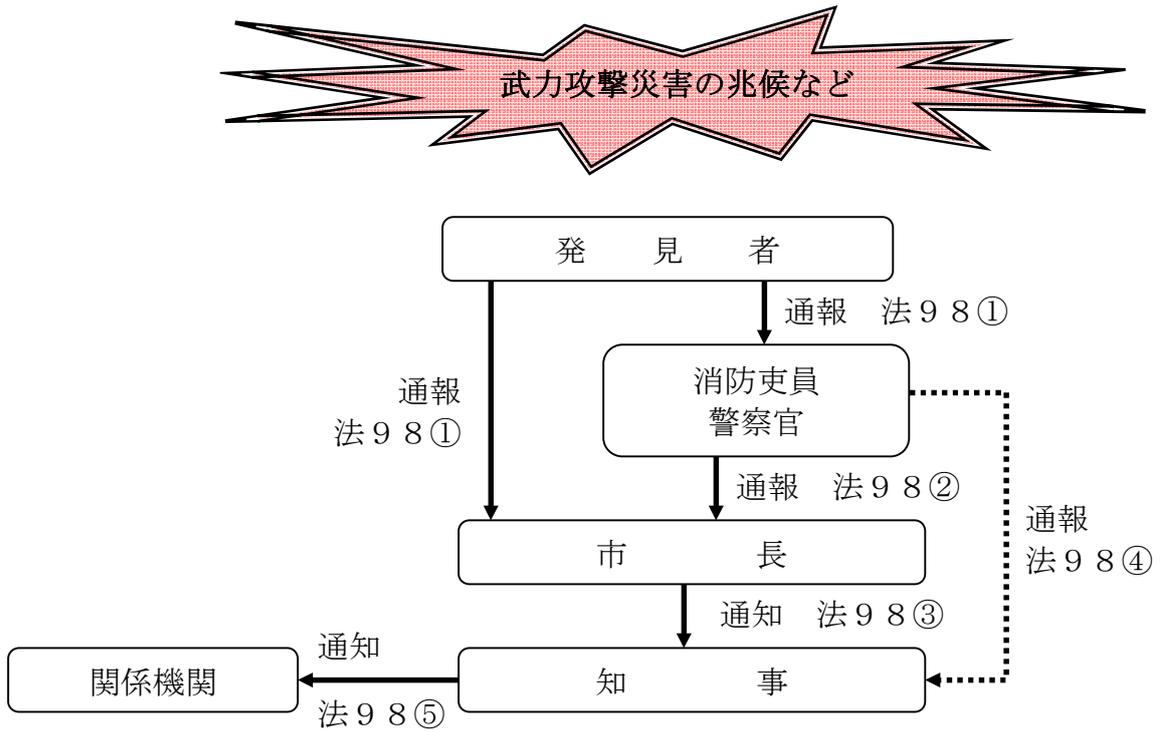
緊急通報の内容は、次のとおりとする。なお、危急の被害を避ける観点から明確かつ簡潔なものとする。

- ・武力攻撃災害の現状及び予測
- ・住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

< 警報の伝達・通知 >



<緊急通報の流れ>



第2 避難住民の誘導等

避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。
なお、避難には、次に定める事項が示される。

【避難の指示の内容】

- 国から示された避難措置の指示の内容
- 主要な避難の経路
- 交通手段その他避難の方法

避難の指示

愛知県知事
○月○日○時現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

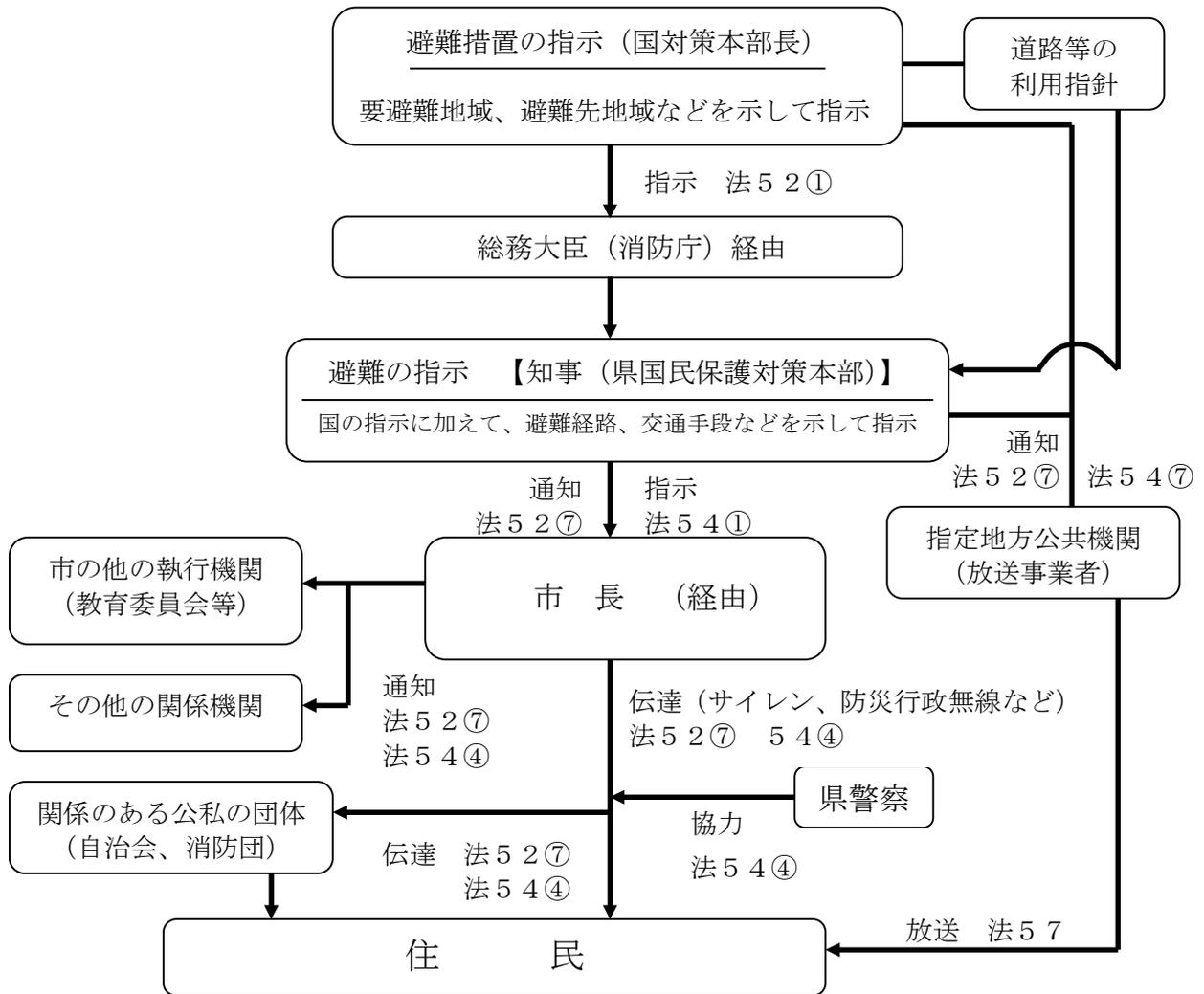
要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難して下さい。

記

- 1 A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
細部については、A市の避難実施要領による。
A市職員の誘導に従って避難する。
- 2 A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、指示を待つ。
・・・以下略・・・

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

＜避難の指示等＞



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関その他の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領に定める項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長によ

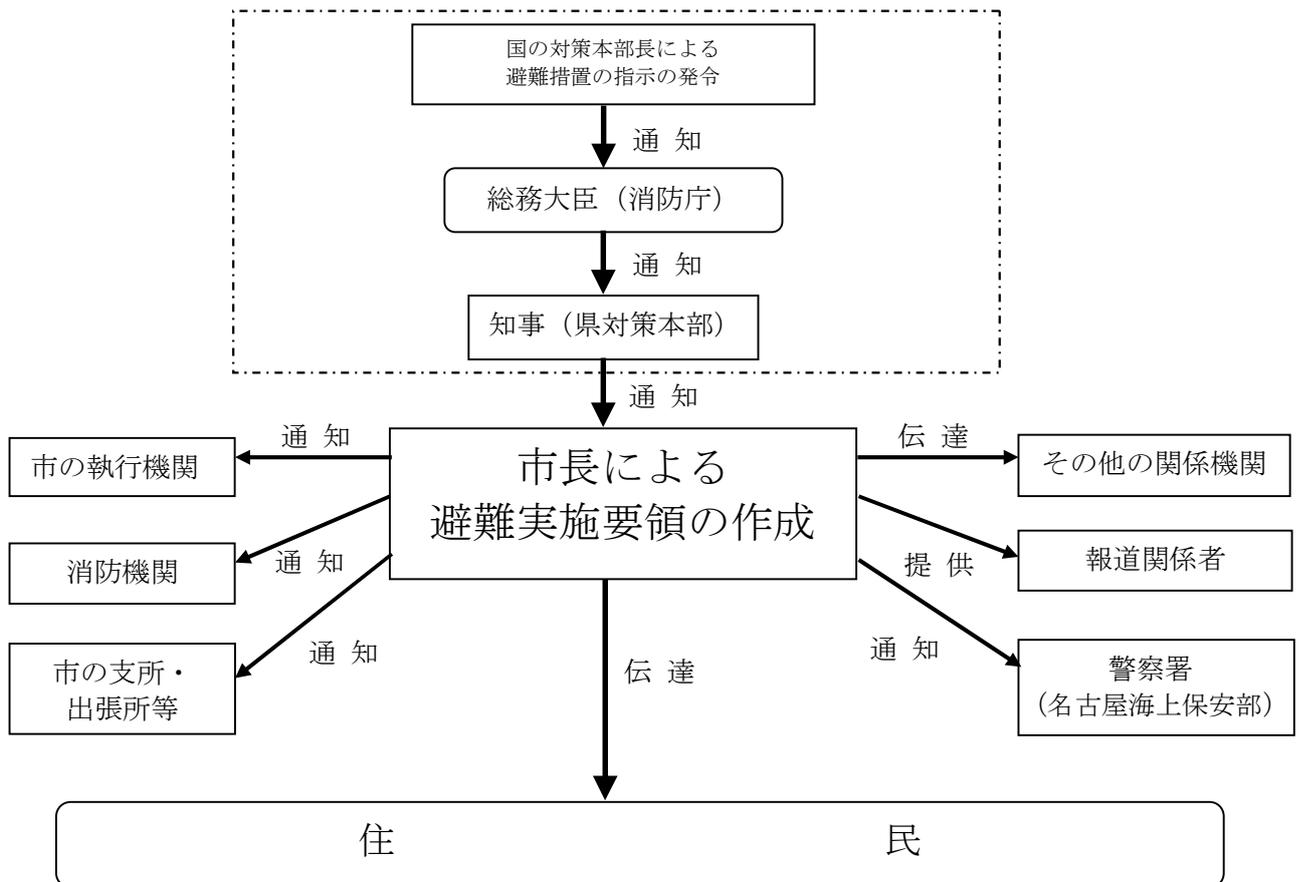
る「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

- ① 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。
- ② 市長は、市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ③ 市長は、放送事業者に連絡する。

＜市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達＞



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において本市の避難住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ③ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 避難住民を誘導する市職員等による警告、指示等

避難住民を誘導している市職員並びに消防長及び消防団長は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、警告又は指示をする。

(3) 消防機関の活動

- ① 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。
- ② 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ① 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

② 警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

① 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

② 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(9) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不

安の軽減に努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

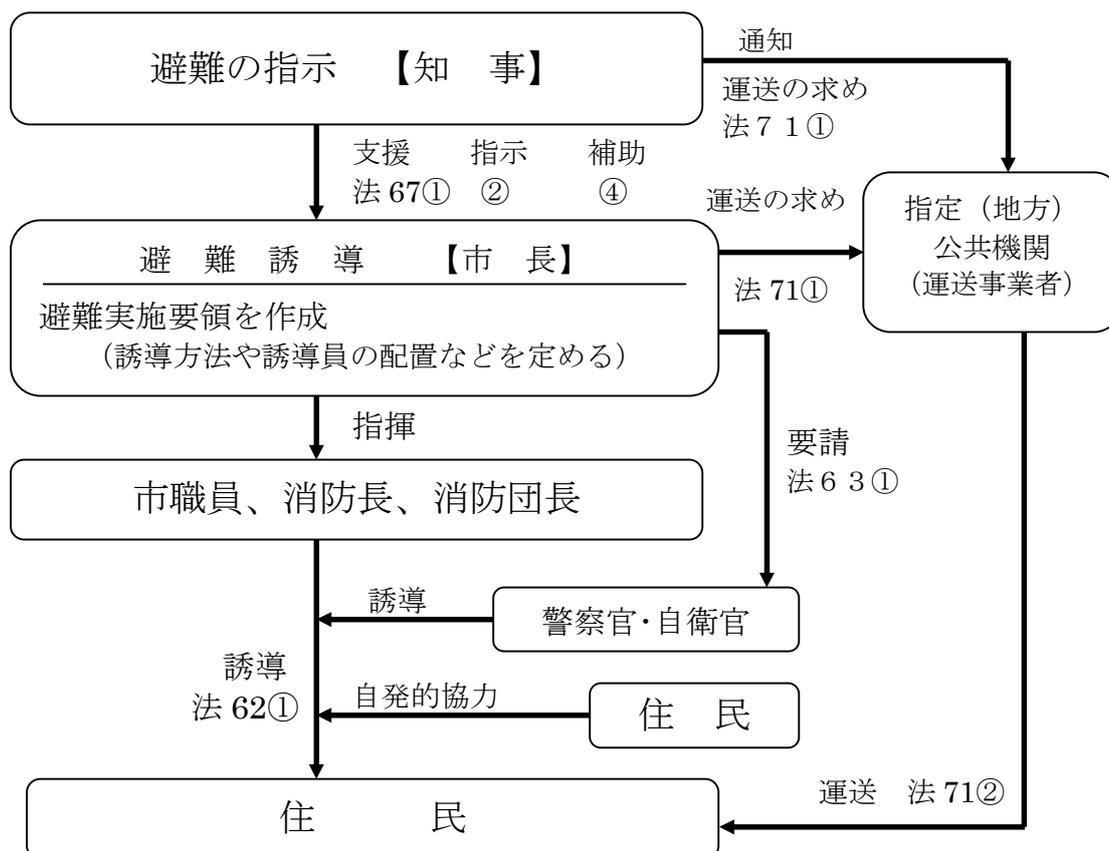
(14) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- ② 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県の対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

<避難誘導>



4 事態想定を踏まえた避難

市長は、基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏まえて、避難誘導を行う。

(1) 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想され、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とするが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能なことから、戦闘が予想される地域から先行して、市町村外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道、バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は、他市町村・他府県の避難施設へ避難する。

市は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから混乱防止に努める。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、状況の推移に伴う応急的かつ柔軟な対応が必要となる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合は、少人数のグループにより行われるため、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されるが、国・県の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、安全な地域に避難を実施する。

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合や急襲的な攻撃に際しては、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。

屋内避難をさせる際は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難誘導する。

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、事態の推移に応じて、安全な地域に避難を実施する。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を発令されたときは、住民は屋内に避難することを基本とする。

また、航空攻撃の場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(5) NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難誘導においては、国・県の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえ、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を行い、風下方向を避けて避難誘導を行うことを基本とする。

第5章 救援

避難住民及び被災者に対する救援の実施、関係機関との連携及び救援の実施に当たっての留意事項について定める。

1 救援の実施

- (1) 市長は、あらかじめ県と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。
 - ① 収容施設の供与
 - ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与
 - ③ 医療の提供及び助産
 - ④ 被災者の捜索及び救出
 - ⑤ 埋葬及び火葬
 - ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 市長は、上記(1)で通知された措置を除き、知事が行う救援を補助する。

2 関係機関との連携

- (1) 県への要請等
市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。
- (2) 他の市町村との連携
市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。
- (3) 日本赤十字社との連携
市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。
- (4) 緊急物資の運送の求め
市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の

運送を求める場合は、県と調整の上、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

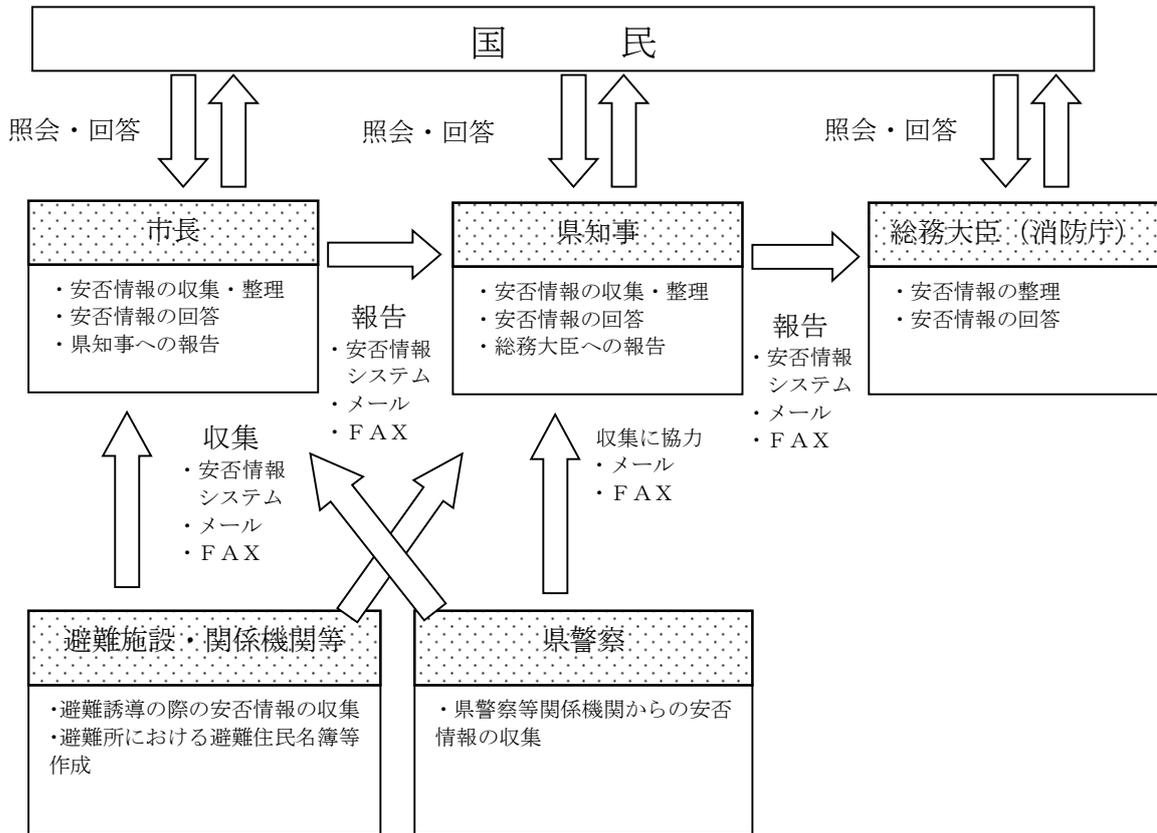
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民に係る安否情報の収集、整理、報告及び照会に対する回答について定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

<安否情報収集・整理・提供の流れ>



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、諸学校、事業所その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行わ

れるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスなどの連絡先について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、住民から安否情報の照会があった場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次の項目を回答する。
 - ・避難住民に該当するか否かの別
 - ・武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

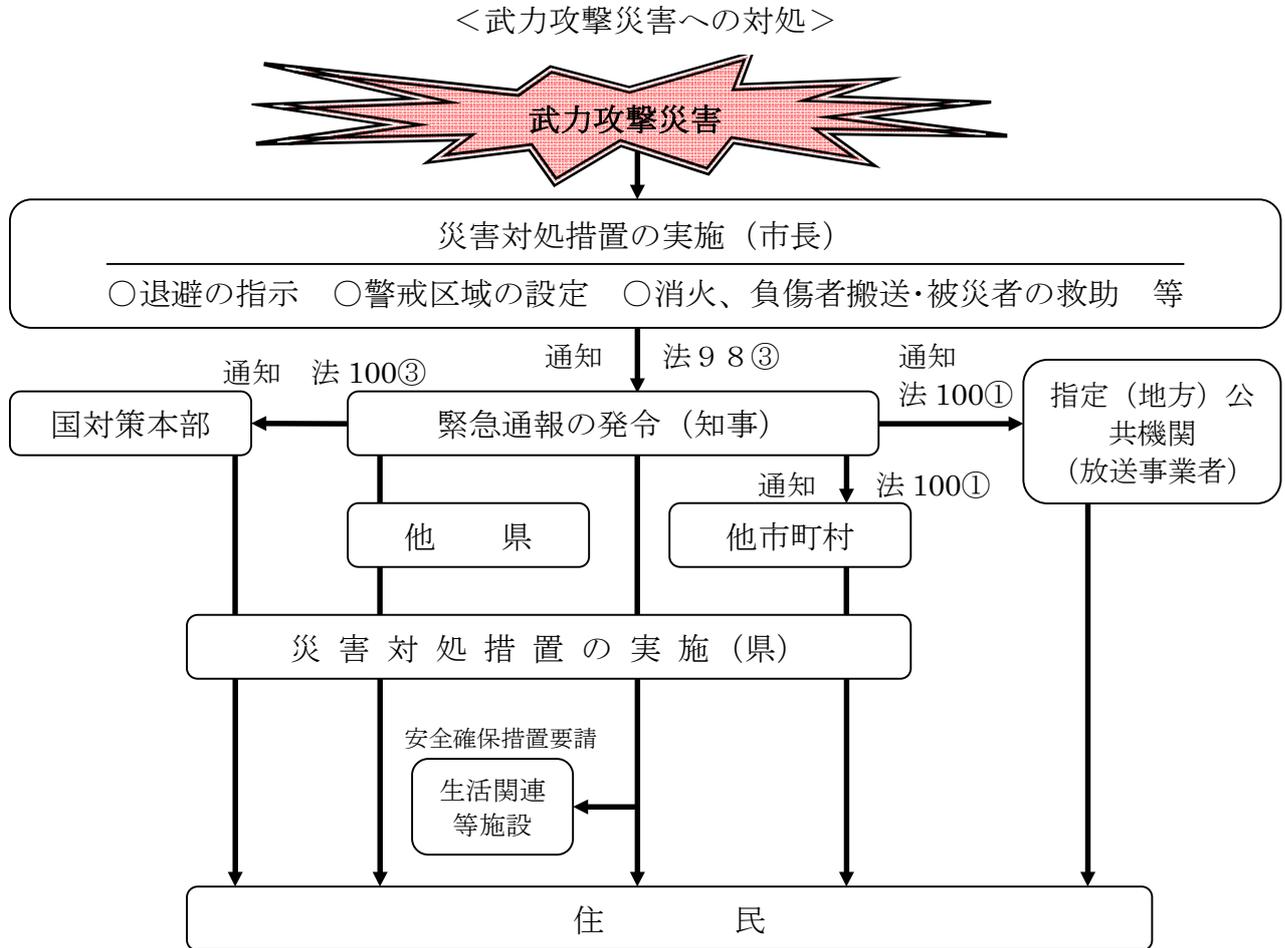
市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃による被害をできる限り少なくするための措置の基本的な考えについて定める。



1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員（県の要請に応じ従事する職員を含む。）について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 応急措置等

緊急の必要がある場合に国、県からの指示を待たず、自らの判断に基づき、行うことができる退避指示や警戒区域の設定等について定める。

1 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、速やかに、その旨を市長又は、消防吏員、警察官等に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 退避の指示

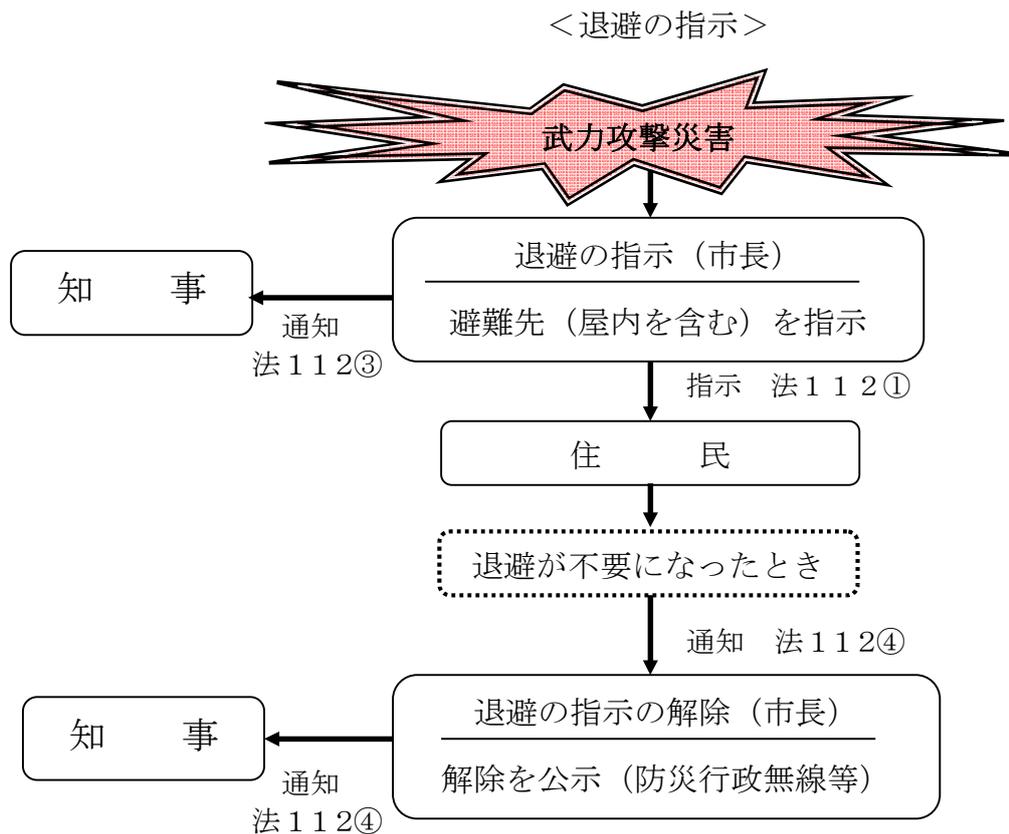
(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し目前の危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域及び場所（室内を含む。）に退避の指示を行う。

また、市長は、避難の指示の周知の方法に準じて、住民に対し、退避の指示を周知する。

【退避の指示（例）】

- ・ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。



退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は 発生する恐れがある場合	武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき
知事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるとき
警察官 海上保安官		① 市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき ② 市町村長若しくは知事から要請があったとき
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認められる場合に限る

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がな

い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事、その他関係機関に通知する。

また、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も住民に十分に了知できる方法でその旨を公表し、知事に通知する。

② 市長は、知事、警察官等又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を

連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
- ② 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ③ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援等要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、消防の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の消防の応援等の指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、

全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等の各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 国民生活に関わる重要施設の安全確保

生活関連等施設等における安全確保を図るための措置について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を県等から収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援を行う。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、一部事務組合を構成する生活関連等施設についても、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、及びNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として尾張旭市地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により職員を現地に派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地派遣職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、そ

れぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国・県と連携しつつ、汚染食料品の摂取が行われないことがないように、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国・県の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	汚染され、又はその疑いのある対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限・禁止、廃棄の命令
2号	生活の用に供する水	管理者に対する使用の制限・禁止、給水の制限・禁止の命令
3号	死体	移動の制限・禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限・禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限・遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を県その他関係機関から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集項目及び報告方法について定める。

1 被災情報の収集

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 第一報の報告

市は、被災情報の収集に当たっては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに知事及び消防庁に被災情報の第一報を報告する。

3 随時の収集の報告

市は、第一報を知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報は、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

【収集・報告する災害情報の項目】

- ・武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
- ・発生した武力攻撃災害の状況の概要
- ・人的・物的被害の状況
（可能な場合は）
- ・死者について、死亡した場所、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況

4 新たな重大被害の報告

新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、知事及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における保健衛生の確保、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健師等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び

清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準（以下、「特例基準」という。）に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「尾張旭市災害廃棄物処理計画」（平成30年3月）に基づき、廃棄物の処理が円滑に行える体制をとる。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のために実施する措置や、避難住民等の生活安定のために実施する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

特殊標章等の交付及び管理について定める。

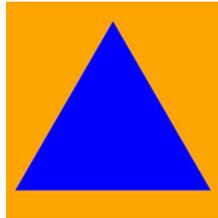
※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
(オレンジ色地に青の正三角形)



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧について定める。

1 応急の復旧の実施

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、多ルート化した通信回線を活用するとともに、県又は委託事業者に速やかな復旧措置を講ずるよう要請する。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備の復旧について定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、国・県の支援を得て、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 損失の補償等

国民保護措置に伴う損失補償、損害補償及び損失補てんについて定める。

1 損失補償及び損害補償及び損失の補てん

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

(3) 損失補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

2 国民の権利利益の救済に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、尾張旭市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

【国民の権利利益の救済に係る項目】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申し立てに関する事（法第6条、175条）	
訴訟に関する事（法第6条、175条）	

第4章 費用の精算

国民保護措置のために要した費用の国の請求について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、次の費用で国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

- ・住民の避難に関する措置に要する費用
- ・避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- ・武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ・損失補償、損害補償及び損失補てんに要する費用

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃に準ずる大規模なテロ等の事態である緊急対処事態への対処について定める。

1 緊急対処事態への対処の方針

(1) 武力攻撃事態等への措置の準用

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急対処事態においては国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われなことから、これに関する事項を除く。

また、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。

(2) 読み替え規定

準用に当たっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
市国民保護対策本部	市緊急対処事態対策本部
市国民保護対策室	市緊急対処事態対策室
市国民保護連絡室	市緊急対処事態連絡室
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
県国民保護対策本部	県緊急対処事態対策本部

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、国の緊急対処事態対策本部長により警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、市域内に所在する施設の管理者、住民等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。